

奈良県選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の施設について、次のとおり名称の変更があった旨、宇陀市選挙管理委員会から報告があった。

平成三十年三月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清孝

新 名 称	旧 名 称
笠間公民館	西榛原公民館
室生小学校体育館	室生西小学校体育館